

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

※ 国の指針が出揃い次第、変更予定

現在、全国的に、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度（子ども・子育て支援新制度、以下、「新制度」という。）を構築するため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、平成 24 年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新制度では、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。また、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図っています。

檜原市では、「子ども・子育て関連 3 法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「檜原市次世代育成支援行動計画」（以下、「次世代計画」という。）の後継計画として、平成 27 年度に「檜原市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。基本理念に掲げた「子育てロマンのまち かしはら」を次世代計画から引き継ぐ中で、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めます。また、市独自の取り組みを展開するなど、安心して子育てできるまち、子育て世代に選ばれるまちの実現をめざした取り組みを進めてきました。

「第 2 期檜原市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、令和 2（2020）年 3 月末をもって第 1 期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第 1 期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進するとともに、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めていくために策定するものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子育てロマンのまち かしはら」

子どもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、いま生まれ、すくすくと育ちつつある一人ひとりの子どもです。その子どもたちがいまを豊かに生活し、自らの将来や地域の未来に向けて、夢を羽ばたかせるために社会全体で支え、育んでいくことが今後とも求められます。

本市では、檀原市次世代育成支援行動計画や第1期計画において「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念に掲げ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまち、子育て世代に選ばれるまちをめざして取り組んできました。

本計画では、第1期計画から引き続き「子育てロマンのまち かしはら」を掲げ、今後も子どもを安心して産み育てることができる基盤整備を進めるとともに、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望が持てる、そして子育て世代に選ばれる檀原市の実現をめざします。

2. 基本的な視点

（1）すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

（2）すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望が持てるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目ない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

（3）すべての人が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていきける環境づくりを進めます。

第4章 施策の方向

1. 基本目標

基本理念である「子育てロマンのまち かしはら」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが重要となります。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、一人ひとりの子どもが地域の未来を担う宝であるという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びが円滑につながるよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実等を通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

(2) すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

乳幼児期の教育・保育を提供し、子ども・子育て支援を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援が重要となり、母子保健に関する施策・事業との連携を進めることが必要です。

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制のさらなる充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、次代の親づくりの基盤となる思春期保健対策を推進し、心とからだの両面から、親と子の健康づくりを支えます。

(3) みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域社会を構成するさまざまな主体が、子ども・子育て支援に関わることがきわめて重要となります。また、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた環境づくりでは、「子ども・子育て支援」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」が両輪と考えられています。

地域はもとより、企業、学校、行政、専門機関などの社会全体が、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組みます。

2. 施策の体系

※以下「3. 施策の展開」の内容が固まり次第作成します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもと、「社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもをどのように育てていくのか」「そのためには、行政をはじめ、地域社会を構成するさまざまな主体がどのようなことに取り組めるのか」を、しっかりと考えた上で進めていく必要があります。

そこで、主体の一つである市（行政）として、子ども・子育て支援を推進するにあたっての考え方を以下に整理します。

(1) 幼児期の学校教育・保育の推進について

① 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の提供体制

第5章において教育・保育の量の見込みと提供体制・確保方策を示しましたが、本市では保護者のニーズや就労状況等を把握するとともに、私立幼稚園や私立保育園・認定こども園との連携を強化し、既存施設の活用を含め、量の見込みに対する提供体制の確保とともに、公立幼稚園・保育所については適正配置に努めます。あわせて、保護者のニーズ等に柔軟に対応できるよう、地域型保育事業（小規模保育）や認可外保育施設についても、受け皿として確保していくよう努めます。

また、全保育所（園）・認定こども園で、支援を必要とする子どもの受け入れをめざし、一人ひとりの子どもを大切にす保育の視点に立って、細やかな保育を進めます。

② 教育と保育の一体的な推進について

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性を確保し、認定こども園における教育・保育の内容の基準となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を策定し、それに沿った取り組みを進めています。また、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、乳幼児期の特性および保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことを基本とし、生きる力の基礎を育むための「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示され、それに基づき保育・教育を推進することとされています。

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できるよう、幼稚園児と保育所（園）児が区別なく、教育・保育を受けることのできる体制の構築を図っていくことが必要だと考えます。その環境のもとで「檀原市就学前の保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの子どもがその個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう就学前の子どもの育ちを一貫して支える教育・保育を推進します。

また、教育と保育を一体的に推進するためにも、**本市**では、既存の幼稚園や保育所（園）が認定こども園への移行についての判断ができるよう、認定こども園に関する情報提供・支援を行うとともに、地域の状況を踏まえたうえで、認定こども園への移行に向けた諸課題についての協議を各施設と進め、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。

③ 地域型保育事業の推進

保育ニーズ等に対応するため、条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進します。また、**市**として、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施社会の相互連携を支援していきます。

④ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園職員等の研修の実施

子ども一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育内容の充実を図り、多様なニーズに対応できるよう、研修事業の充実やさまざまな自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。

⑤ 就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携の推進

乳幼児期の教育・保育は子どもの「生きる力」の基礎を培う大変重要なものです。

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもと児童・生徒との交流活動を充実させ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校教育への**円滑な**接続に向けたカリキュラムの共通理解、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を推進します。

（２）地域子ども子育て支援事業の推進について

第５章において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制・確保方策を示しましたが、**本市**では保護者**の**ニーズや就労状況等の把握を進め、多様なメニューから保護者のニーズに合ったサービス（事業）を選択して利用できるよう、地域の実情に応じて、各事業の量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

なお、地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、地域住民や関係団体・機関との連携を通じて、各事業の基盤となる地域の子育て支援体制の充実・強化を図**ります**。

（３）母子保健の推進について

幼児期の学校教育・保育を提供し、地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要**であり**、母子保健との連携を確保する必要があります。

本市では、妊娠・出産の安全性の確保をはじめ、**一人ひとりの子ども**が健やかに育つための環境づくりや楽しく子育てができる環境づくりなどの母子保健を積極的に展開することで、子ども・子育て支援や健康支援を推進し、すべての子どもが健やかに育つ社会をめざします。

2. 推進体制の充実

(1) 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じて子ども・子育て支援を着実に推進していくためには、市と市民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的に子ども・子育て支援に取り組むことが必須条件となります。

そのためにも、本計画の周知・普及を図りながら、子ども・子育て支援に関するさまざまな情報提供・情報発信を積極的に進めます。また、地域における子ども・子育て支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民や地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取り組みとの連携・支援を図ります。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ効果的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会において、庁内の横断的な連携を強化します。

また、子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会では、庁内関係課における計画の進捗状況を各年度において点検・共有化するとともに、見直しや改善について検討を進めます。

(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに、国の子ども・子育て支援に関する動向を十分に注視し、国や県に対して必要な要望を行います。

3. 計画の点検・評価

計画の点検・評価については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「檀原市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況および達成状況等についての点検・評価を毎年度実施します。

また、急激な時代の変化を的確に捉えながら、計画の柔軟な運用を図るとともに、計画期間の中間年となる令和4年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、施策・事業の実施状況等の評価結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。